障害状態になったときの「障害厚生年金」

組合員のみなさんが、病気やケガにより一定以上の障害状態になったときに、障害厚生年金が受給できます。

POINT(1) 受給要件

- ①被保険者期間中に初診日があること
- ②障害認定日(初診日から1年6ヵ月後)において、 障害の等級が1級~3級までの状態にあること※
- ⑤保険料の納付要件を満たしていること

※ 障害認定日の特例

事後重症

障害認定日には障害程度の要件に該当していない場合であっても、その日から65歳に達する 日の前日までの間に該当するようになったときには「事後重症」の制度が適用されます。

症状固定

初診日から1年6ヵ月経過する前でも、症状が固定し、治療の効果が期待できない状態である 場合は、症状が固定した日が障害認定日となります。

- (例)・人工関節を挿入置換した日
 - ・人工透析を初めて受けた日から3ヵ月経過した日
 - ・人工弁や心臓ペースメーカーを装着した日
 - ・人工肛門または尿路変更術の施術日から6ヵ月経過した日 など

POINT 2 受給できる 年金

- ・障害厚生年金 (共済組合から支給)
- ・障害等級が2級以上となった場合は、障害厚生年金に加え、 日本年金機構から障害基礎年金が支給されます。 ※在職中でも受給できます。

POINT3 請求手続き

・直接、共済組合年金課までご連絡ください。

- 障害認定については、必ず認定されるものではありません。
- •年金の障害等級と身体障害者手帳の等級は異なります。
- 障害認定の請求から障害等級の判定まで3ヵ月程度、さらに障害等級の判定 から年金の決定までに3ヵ月程度かかります。
- 障害状態になってからの請求が遅くなると、請求者の不利益になるケースも ありますのでご注意ください。
- •共済組合から傷病手当金の支給があり、新たに傷病手当金と同一の傷病に よる障害事由の年金を受けることとなった場合、傷病手当金の額を調整して 支給されます。その際、年金の受給権発生時に遡って調整されるため、支給 済みの傷病手当金を一部、ご返還いただくこととなります。

お問い合わせ 共済組合 年金課 076-263-3362

3月に退職される

石川県市町村職員年金者連盟にご加入ください!

本連盟では、「年金受給者の生活の安定 | と「共済年金制度等の堅持 | を図るため、政府関係機関に直接 陳情や、ハガキ陳情等を行っています。

また、「連盟だより」を年2回発行し、本連盟の活動および年金制度の改正等を会員のみなさんにご案内 しています。さらには、福祉・健康事業として保養所利用助成券の発行、バス研修旅行の助成、並びに団体 **障害保険等の斡旋等**を行っています。ただし、連盟に加入できるのは年金受給資格を得てからになりますので、 年金受給開始時にご加入くださるようお願いします。

詳細については、石川県市町村職員共済組合のホームページをご覧ください。 http://www.kyousai-ishikawa.jp/

お問い合わせ先 石川県市町村職員年金者連盟 TEL 076-263-9435